



# 宮 崎 県 公 報

平成28年3月14日(月曜日) 第 2776 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

	頁		頁
<b>告 示</b>		に関する規則の一部を改正する規則……………10	
○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1		○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………10	
○道路の区域の決定……………(道路保全課) 2		○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………14	
○道路の区域の変更……………( “ ) 2		○定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則……………14	
○道路の供用の開始……………( “ ) 2		○産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則……………15	
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2		○農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則……………15	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………( “ ) 3		○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………16	
<b>公 告</b>		○地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………17	
○宮崎県農業委員会ネットワーク機構の指定について……………(地域農業推進課) 5		○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則……………18	
<b>病院局企業管理規程</b>		○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………19	
○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………5		○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………21	
<b>人事委員会規則</b>		○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………21	
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………7		○平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………23	
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………8			
○平成26年4月1日における号給の調整に関する規則の一部を改正する規則……………9			
○平成27年4月1日における号給の調整に関する規則の一部を改正する規則……………9			
○再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算			

## 告 示

### 宮崎県告示第 179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4521810087	マイホーム I 西麓	西諸県郡高原町西麓1359-1	株式会社常喜	鹿児島県霧島市霧島田口2614番地1	平成28年3月1日	共同生活援助
4520201171	自助ホームいちゃりば	都城市久保原町2879番地4	合同会社きりしま福祉会	都城市久保原町2879番地4	平成28年3月1日	共同生活援助
4511810097	マイホーム I 西麓	西諸県郡高原町西	株式会社常喜	鹿児島県霧島市霧	平成28年3月1日	短期入所

		麓1359-1		島田口2614番地1		
4511810105	マイホームⅡ花堂	西諸県郡高原町蒲牟田小塚下3628-11	株式会社常喜	鹿児島県霧島市霧島口2614番地1	平成28年3月1日	短期入所

宮崎県告示第 180号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成28年3月14日から平成28年3月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市源藤町葉山 242 番地先から同市清武町加納四丁目 40 番 3 地先まで	7.8～ 34.8	1500.7

宮崎県告示第 181号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年3月14日から平成28年3月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字詰の原3730番6地先から同郡同町同大字同字3729番12地先まで	旧	5.0～ 9.2	32.0
				新	7.0～ 9.6	32.0

宮崎県告示第 182号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年3月14日から平成28年3月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字詰の原3730番6地先から同郡同町同大字同字3729番12地先まで	平成28年3月14日

宮崎県告示第 183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木城町	岩戸川	08-404-1-008	土石流
	駄留南川	08-404-2-019	土石流
	谷内北川	08-404-2-021	土石流
	谷内南川	08-404-2-022	土石流
	田 神	I-1-3398	急傾斜地の崩壊
	岩戸-1	II-1-6159	急傾斜地の崩壊
	岩戸-2	II-1-6160	急傾斜地の崩壊
	古 畑	II-1-6163	急傾斜地の崩壊
	古畑-新①	II-1-6163-新①	急傾斜地の崩壊
	古畑-新②	II-1-6163-新②	急傾斜地の崩壊
桑ノ本	II-1-6168	急傾斜地の崩壊	

	桑ノ本-新①	Ⅱ-1-6168-新①	急傾斜地の崩壊		平山西	I-1-2121	急傾斜地の崩壊
川南町	白鬚川	08-405-1-001	土石流		平山西-新①	I-1-2121-新①	急傾斜地の崩壊
	大谷川	08-405-1-002	土石流		平山西-新②	I-1-2121-新②	急傾斜地の崩壊
	住吉川	08-405-2-001	土石流		平山-1	Ⅱ-1-6261	急傾斜地の崩壊
	浪掛	I-1-2117	急傾斜地の崩壊		平山-2	Ⅱ-1-6277	急傾斜地の崩壊
	寺川	Ⅱ-1-6231	急傾斜地の崩壊		平山-3	Ⅱ-1-6278	急傾斜地の崩壊
	前田-2	Ⅱ-1-6233	急傾斜地の崩壊		平山-4	Ⅱ-1-6279	急傾斜地の崩壊
	白鬚	Ⅱ-1-6241	急傾斜地の崩壊		平山-4-新①	Ⅱ-1-6279-新①	急傾斜地の崩壊
	白鬚-新①	Ⅱ-1-6241-新①	急傾斜地の崩壊		平山山田	Ⅱ-1-6281	急傾斜地の崩壊
	白鬚-新②	Ⅱ-1-6241-新②	急傾斜地の崩壊		平山山田-新①	Ⅱ-1-6281-新①	急傾斜地の崩壊
	白鬚-新③	Ⅱ-1-6241-新③	急傾斜地の崩壊		平山山田-新②	Ⅱ-1-6281-新②	急傾斜地の崩壊
	番野地-2	Ⅱ-1-6250	急傾斜地の崩壊		平山山田-新③	Ⅱ-1-6281-新③	急傾斜地の崩壊
	神通山	Ⅱ-1-6252	急傾斜地の崩壊		西ノ郡-1	Ⅱ-1-6283	急傾斜地の崩壊
	平鈴-1	Ⅱ-1-6253	急傾斜地の崩壊		宮原-1	Ⅱ-1-6284	急傾斜地の崩壊
	平鈴-2	Ⅱ-1-6254	急傾斜地の崩壊		宮原-2	Ⅱ-1-6285	急傾斜地の崩壊
	通山村	Ⅱ-1-6255	急傾斜地の崩壊		内野川添	Ⅱ-1-6286	急傾斜地の崩壊
都農町	平山谷川	08-406-2-004	土石流		西原	Ⅱ-2-0381	急傾斜地の崩壊
	平山谷川-新①	08-406-2-004-新①	土石流				
	平山谷川-新②	08-406-2-004-新②	土石流				
	釜谷川	08-406-2-005	土石流				
	釜谷川-新①	08-406-2-005-新①	土石流				
	釜谷川-新②	08-406-2-005-新②	土石流				
	釜谷川-新③	08-406-2-005-新③	土石流				
	釜谷川-新④	08-406-2-005-新④	土石流				

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 184号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	都農町				
木城町	駄留南川	08-404-2-019	土石流	平山谷川-新①	08-406-2-004-新①	土石流		
	谷内北川	08-404-2-021	土石流	平山谷川-新②	08-406-2-004-新②	土石流		
	谷内南川	08-404-2-022	土石流	釜谷川	08-406-2-005	土石流		
	田 神	I-1-3398	急傾斜地の崩壊	釜谷川-新③	08-406-2-005-新③	土石流		
	岩戸-1	II-1-6159	急傾斜地の崩壊	釜谷川-新④	08-406-2-005-新④	土石流		
	岩戸-2	II-1-6160	急傾斜地の崩壊	平山西	I-1-2121	急傾斜地の崩壊		
	古 畑	II-1-6163	急傾斜地の崩壊	平山西-新①	I-1-2121-新①	急傾斜地の崩壊		
	古畑-新①	II-1-6163-新①	急傾斜地の崩壊	平山西-新②	I-1-2121-新②	急傾斜地の崩壊		
	古畑-新②	II-1-6163-新②	急傾斜地の崩壊	平山-1	II-1-6261	急傾斜地の崩壊		
	桑ノ本	II-1-6168	急傾斜地の崩壊	平山-2	II-1-6277	急傾斜地の崩壊		
	桑ノ本-新①	II-1-6168-新①	急傾斜地の崩壊	平山-3	II-1-6278	急傾斜地の崩壊		
	川南町	白鬚川	08-405-1-001	土石流	平山-4	II-1-6279	急傾斜地の崩壊	
		住吉川	08-405-2-001	土石流	平山-4-新①	II-1-6279-新①	急傾斜地の崩壊	
		浪 掛	I-1-2117	急傾斜地の崩壊	平山山田	II-1-6281	急傾斜地の崩壊	
寺 川		II-1-6231	急傾斜地の崩壊	平山山田-新①	II-1-6281-新①	急傾斜地の崩壊		
前田-2		II-1-6233	急傾斜地の崩壊	平山山田-新②	II-1-6281-新②	急傾斜地の崩壊		
白 鬚		II-1-6241	急傾斜地の崩壊	平山山田-新③	II-1-6281-新③	急傾斜地の崩壊		
白鬚-新①		II-1-6241-新①	急傾斜地の崩壊	西ノ郡-1	II-1-6283	急傾斜地の崩壊		
白鬚-新②		II-1-6241-新②	急傾斜地の崩壊	宮原-1	II-1-6284	急傾斜地の崩壊		
白鬚-新③		II-1-6241-新③	急傾斜地の崩壊	宮原-2	II-1-6285	急傾斜地の崩壊		
番野地-2		II-1-6250	急傾斜地の崩壊	内野川添	II-1-6286	急傾斜地の崩壊		
新 通 山		II-1-6252	急傾斜地の崩壊	西 原	II-2-0381	急傾斜地の崩壊		
平鈴-1		II-1-6253	急傾斜地の崩壊					
平鈴-2		II-1-6254	急傾斜地の崩壊					
通 山 村		II-1-6255	急傾斜地の崩壊					

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第31条第2項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定の例により、宮崎県農業委員会ネットワーク機構を次の

とおり指定した。

平成28年3月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 宮崎県農業委員会ネットワーク機構の名称及び住所  
宮崎県農業会議  
宮崎市恒久1丁目7番地14
- 2 宮崎県農業委員会ネットワーク機構の事務所の所在地  
宮崎市恒久1丁目7番地14
- 3 当該指定の効力発生日  
平成28年4月1日

## 病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成28年3月14日

宮崎県病院局長 渡邊亮一

### 宮崎県病院局企業管理規程第3号

#### 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(級別標準職務表)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する給料表(現業職給料表を除く。)に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定める級別標準職務表(行政職給料表の適用を受ける職員にあっては、<u>初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年人事委員会規則第2号)別表第1アに定める行政職給料表級別標準職務表とする。</u>)のとおりとし、当該級別標準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(一)級別標準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2級</td><td>1 [略] 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師である技師の職務</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>4級</td><td>1 [略] 2 相当困難な業務を処理する院長の職務 3 相当困難な業務を処理する副院長の職務 4 相当困難な業務を処理するセンター長の職務</td></tr></tbody></table> <p>イ 医療職給料表(二)級別標準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「臨床検査技師等」という。)である技師の職務</td></tr><tr><td>2級</td><td>1 薬剤師及び管理栄養士である技師の職務 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師等である技師の職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>1 副主幹の職務 2 [略]</td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	[略]		2級	1 [略] 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師である技師の職務	[略]		4級	1 [略] 2 相当困難な業務を処理する院長の職務 3 相当困難な業務を処理する副院長の職務 4 相当困難な業務を処理するセンター長の職務	職務の級	標準的な職務	1級	臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「臨床検査技師等」という。)である技師の職務	2級	1 薬剤師及び管理栄養士である技師の職務 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師等である技師の職務	3級	1 副主幹の職務 2 [略]	<p>(級別基準職務表)</p> <p>第4条 前条第1項に規定する給料表(現業職給料表を除く。)に定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表(行政職給料表の適用を受ける職員にあっては、<u>職員の給与に関する条例(昭和29年条例第40号)別表第6に定める行政職給料表級別基準職務表とする。</u>)のとおりとし、当該級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。</p> <p>別表第2(第4条関係)</p> <p>ア 医療職給料表(一)級別基準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2級</td><td>1 [略] 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師である技師の職務</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>4級</td><td>1 [略] 2 困難な業務を行う院長の職務 3 困難な業務を行う副院長の職務 4 困難な業務を行うセンター長の職務</td></tr></tbody></table> <p>イ 医療職給料表(二)級別基準職務表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)である技師の職務</td></tr><tr><td>2級</td><td>1 薬剤師である技師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等である技師の職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>1 主査の職務 2 [略]</td></tr></tbody></table>	職務の級	基準となる職務	[略]		2級	1 [略] 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師である技師の職務	[略]		4級	1 [略] 2 困難な業務を行う院長の職務 3 困難な業務を行う副院長の職務 4 困難な業務を行うセンター長の職務	職務の級	基準となる職務	1級	栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)である技師の職務	2級	1 薬剤師である技師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等である技師の職務	3級	1 主査の職務 2 [略]
職務の級	標準的な職務																																				
[略]																																					
2級	1 [略] 2 相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師である技師の職務																																				
[略]																																					
4級	1 [略] 2 相当困難な業務を処理する院長の職務 3 相当困難な業務を処理する副院長の職務 4 相当困難な業務を処理するセンター長の職務																																				
職務の級	標準的な職務																																				
1級	臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「臨床検査技師等」という。)である技師の職務																																				
2級	1 薬剤師及び管理栄養士である技師の職務 2 相当困難な業務を行う臨床検査技師等である技師の職務																																				
3級	1 副主幹の職務 2 [略]																																				
職務の級	基準となる職務																																				
[略]																																					
2級	1 [略] 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師である技師の職務																																				
[略]																																					
4級	1 [略] 2 困難な業務を行う院長の職務 3 困難な業務を行う副院長の職務 4 困難な業務を行うセンター長の職務																																				
職務の級	基準となる職務																																				
1級	栄養士、管理栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「栄養士等」という。)である技師の職務																																				
2級	1 薬剤師である技師の職務 2 困難な業務を行う栄養士等である技師の職務																																				
3級	1 主査の職務 2 [略]																																				

	3 困難な業務を行う技師の職務
4 級	1 相当困難な業務を処理する副主幹の職務 2 [略]
5 級	1 [略] 2 困難な業務を処理する副主幹の職務
6 級	1 [略] 2 困難な業務を処理する副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務
7 級	困難な業務を処理する薬剤部長の職務

ウ 医療職給料表(三)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
2 級	1 看護師である技師の職務 2 助産師である技師の職務 3 [略]
3 級	1 [略] 2 副主幹の職務 3 [略] 4 困難な業務を行う看護師である技師の職務 5 困難な業務を行う助産師である技師の職務
4 級	1 看護師長の職務 2 相当困難な業務を処理する副看護師長の職務 3 相当困難な業務を処理する副主幹の職務 4 [略]
5 級	1 [略] 2 困難な業務を処理する看護師長の職務 3 困難な業務を処理する副看護師長の職務 4 困難な業務を処理する副主幹の職務
6 級	1 [略] 2 困難な業務を処理する副看護部長の職務

別表第 7 (第 8 条関係)

職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤務する職員	その他の職員
	円	円
1 年未満	412,200	366,700
1 年以上 2 年未満	412,200	366,700
2 年以上 3 年未満	412,200	366,700
3 年以上 4 年未満	412,200	366,700
4 年以上 5 年未満	412,200	366,700
5 年以上 6 年未満	412,200	366,700
6 年以上 7 年未満	412,200	366,700
7 年以上 8 年未満	412,200	366,700

	3 困難な業務を行う薬剤師である技師の職務 4 特に困難な業務を行う栄養士等である技師の職務
4 級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務 3 [略]
5 級	1 [略] 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う副主幹の職務 4 特に困難な業務を行う主査の職務
6 級	1 [略] 2 困難な業務を行う副薬剤部長、管理栄養士長又は技師長の職務
7 級	困難な業務を行う薬剤部長の職務

ウ 医療職給料表(三)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	
2 級	1 看護師又は助産師である技師の職務 2 [略]
3 級	1 [略] 2 主査の職務 3 [略] 4 困難な業務を行う看護師又は助産師である技師の職務
4 級	1 看護師長又は副主幹の職務 2 困難な業務を行う副看護師長の職務 3 困難な業務を行う主査の職務 4 [略]
5 級	1 [略] 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う看護師長又は副主幹の職務 4 特に困難な業務を行う副看護師長の職務
6 級	1 [略] 2 困難な業務を行う副看護部長の職務 3 困難な業務を行う主幹の職務

別表第 7 (第 8 条関係)

職員の区分 期間の区分	県立延岡病院に勤務する職員	その他の職員
	円	円
1 年未満	413,300	367,600
1 年以上 2 年未満	413,300	367,600
2 年以上 3 年未満	413,300	367,600
3 年以上 4 年未満	413,300	367,600
4 年以上 5 年未満	413,300	367,600
5 年以上 6 年未満	413,300	367,600
6 年以上 7 年未満	413,300	367,600
7 年以上 8 年未満	413,300	367,600

8年以上9年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	8年以上9年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
9年以上10年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	9年以上10年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
10年以上11年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	10年以上11年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
11年以上12年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	11年以上12年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
12年以上13年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	12年以上13年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
13年以上14年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	13年以上14年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
14年以上15年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	14年以上15年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
15年以上16年未満	<u>412,200</u>	<u>366,700</u>	15年以上16年未満	<u>413,300</u>	<u>367,600</u>
16年以上17年未満	<u>407,800</u>	<u>362,700</u>	16年以上17年未満	<u>408,900</u>	<u>363,600</u>
17年以上18年未満	<u>403,400</u>	<u>358,700</u>	17年以上18年未満	<u>404,500</u>	<u>359,600</u>
18年以上19年未満	<u>399,000</u>	<u>354,700</u>	18年以上19年未満	<u>400,100</u>	<u>355,600</u>
19年以上20年未満	<u>394,600</u>	<u>350,700</u>	19年以上20年未満	<u>395,700</u>	<u>351,600</u>
20年以上21年未満	<u>390,200</u>	<u>346,700</u>	20年以上21年未満	<u>391,300</u>	<u>347,600</u>
21年以上22年未満	<u>370,800</u>	<u>329,800</u>	21年以上22年未満	<u>371,900</u>	<u>330,700</u>
22年以上23年未満	<u>351,000</u>	<u>312,600</u>	22年以上23年未満	<u>352,100</u>	<u>313,500</u>
23年以上24年未満	<u>331,700</u>	<u>295,900</u>	23年以上24年未満	<u>332,800</u>	<u>296,800</u>
24年以上25年未満	<u>312,300</u>	<u>279,000</u>	24年以上25年未満	<u>313,400</u>	<u>279,900</u>
25年以上26年未満	<u>292,800</u>	<u>262,100</u>	25年以上26年未満	<u>293,900</u>	<u>263,000</u>
26年以上27年未満	<u>270,100</u>	<u>241,300</u>	26年以上27年未満	<u>271,200</u>	<u>242,200</u>
27年以上28年未満	<u>247,900</u>	<u>220,900</u>	27年以上28年未満	<u>249,000</u>	<u>221,800</u>
28年以上29年未満	<u>225,500</u>	<u>200,500</u>	28年以上29年未満	<u>226,600</u>	<u>201,400</u>
29年以上30年未満	<u>202,700</u>	<u>179,700</u>	29年以上30年未満	<u>203,800</u>	<u>180,600</u>
30年以上31年未満	<u>177,900</u>	<u>157,800</u>	30年以上31年未満	<u>179,000</u>	<u>158,700</u>
31年以上32年未満	<u>153,000</u>	<u>135,900</u>	31年以上32年未満	<u>154,100</u>	<u>136,800</u>
32年以上33年未満	<u>128,400</u>	<u>114,200</u>	32年以上33年未満	<u>129,500</u>	<u>115,100</u>
33年以上34年未満	<u>90,300</u>	<u>82,300</u>	33年以上34年未満	<u>91,400</u>	<u>83,200</u>
34年以上35年未満	<u>55,000</u>	<u>52,500</u>	34年以上35年未満	<u>56,100</u>	<u>53,400</u>

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、公表の日から施行する。
- この規程による改正後の病院事業職員の給与に関する規程別表第7の規定は、平成27年4月1日から適用する。

人事委員会規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第1号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	[略]		円	円	[略]
1年未満	<u>366,700</u>	<u>50,300</u>		1年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>	
1年以上2年未満	<u>366,700</u>	<u>50,300</u>		1年以上2年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>	
2年以上3年未満	<u>366,700</u>	<u>50,300</u>		2年以上3年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>	
3年以上4年未満	<u>366,700</u>	<u>50,300</u>		3年以上4年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>	
4年以上5年未満	<u>366,700</u>	<u>50,300</u>		4年以上5年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>	
5年以上6年未満	<u>366,700</u>	<u>50,300</u>		5年以上6年未満	<u>367,600</u>	<u>50,500</u>	
6年以上7年未満	<u>366,700</u>	<u>48,500</u>		6年以上7年未満	<u>367,600</u>	<u>48,700</u>	

7年以上8年未満	366,700	46,700	7年以上8年未満	367,600	46,900
8年以上9年未満	366,700	44,900	8年以上9年未満	367,600	45,100
9年以上10年未満	366,700	43,100	9年以上10年未満	367,600	43,300
10年以上11年未満	366,700	41,300	10年以上11年未満	367,600	41,500
11年以上12年未満	366,700	39,500	11年以上12年未満	367,600	39,700
12年以上13年未満	366,700	37,700	12年以上13年未満	367,600	37,900
13年以上14年未満	366,700	35,900	13年以上14年未満	367,600	36,100
14年以上15年未満	366,700	34,500	14年以上15年未満	367,600	34,700
15年以上16年未満	366,700	33,100	15年以上16年未満	367,600	33,300
16年以上17年未満	362,700	31,700	16年以上17年未満	363,600	31,900
17年以上18年未満	358,700	30,300	17年以上18年未満	359,600	30,500
18年以上19年未満	354,700	28,900	18年以上19年未満	355,600	29,100
19年以上20年未満	350,700	27,500	19年以上20年未満	351,600	27,700
20年以上21年未満	346,700	26,100	20年以上21年未満	347,600	26,300
21年以上22年未満	329,800	25,500	21年以上22年未満	330,700	25,700
22年以上23年未満	312,600	24,900	22年以上23年未満	313,500	25,100
23年以上24年未満	295,900	23,900	23年以上24年未満	296,800	24,100
24年以上25年未満	279,000	23,300	24年以上25年未満	279,900	23,500
25年以上26年未満	262,100	22,700	25年以上26年未満	263,000	22,900
26年以上27年未満	241,300	22,100	26年以上27年未満	242,200	22,300
27年以上28年未満	220,900	21,500	27年以上28年未満	221,800	21,700
28年以上29年未満	200,500	20,700	28年以上29年未満	201,400	20,900
29年以上30年未満	179,700	20,400	29年以上30年未満	180,600	20,600
30年以上31年未満	157,800	20,000	30年以上31年未満	158,700	20,200
31年以上32年未満	135,900	19,400	31年以上32年未満	136,800	19,600
32年以上33年未満	114,200	18,500	32年以上33年未満	115,100	18,700
33年以上34年未満	82,300	17,600	33年以上34年未満	83,200	17,800
34年以上35年未満	52,500	16,900	34年以上35年未満	53,400	17,100
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第2号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（一般の派遣職員の給与）	（一般の派遣職員の給与）
第3条 [略]	第3条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。	3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第3条の2第3項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第3条第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定により標準号給数（県給与条例第3条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手
（1）一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第3条の2第3項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第3条第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定により標準号給数（県給与条例第3条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手	第10号）第14条の規定により任命権者が勤務が良好

当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第14条の規定により任命権者が勤務が良好な職員について定める成績率が適用される職員であるものとする。

- (2) 一般の派遣職員に、県給与条例附則第13項（市町村立学校給与条例附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定及び県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。

4～8 [略]

な職員について定める成績率が適用される職員であるものとする。

。

4～8 [略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

平成26年4月1日における号給の調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第3号

##### 平成26年4月1日における号給の調整に関する規則の一部を改正する規則

平成26年4月1日における号給の調整に関する規則（平成26年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(平成26年4月1日において号給の調整を行う職員)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第17項の調整考慮事項を考慮して人事委員会規則で定める職員は、平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において45歳に満たない職員（調整日において、その職務の級における最高の号給を受けるものである者を除く。）のうち、平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(平成26年4月1日において号給の調整を行う職員)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第13項の調整考慮事項を考慮して人事委員会規則で定める職員は、平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において45歳に満たない職員（調整日において、その職務の級における最高の号給を受けるものである者を除く。）のうち、平成19年昇給等抑制職員又は平成20年昇給等抑制職員とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第4号

##### 平成27年4月1日における号給の調整に関する規則の一部を改正する規則

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則（平成27年宮崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(平成27年4月1日において号給の調整を行う職員)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第18項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成27年4月1日（以下「調整日」という。）において41歳に満たない職員（調整日において、その職務の級における最高の号給を受けるものである者を除く。）のうち、平成19年昇給等抑制職員及び平成20年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員とする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(平成27年4月1日において号給の調整を行う職員)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）附則第14項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員は、平成27年4月1日（以下「調整日」という。）において41歳に満たない職員（調整日において、その職務の級における最高の号給を受けるものである者を除く。）のうち、平成19年昇給等抑制職員及び平成20年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員とする。</p> <p>2・3 [略]</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の平成27年4月1日における号給の調整に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 5 号

再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則の一部を改正する規則

再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則（平成13年宮崎県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（<u>端数計算</u>）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。）第 15 条（育児休業条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第 3 条第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、育児休業条例第 16 条（育児休業条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条第 5 項、育児休業条例第 17 条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年宮崎県条例第 43 号）附則第 6 項の規定により読み替えられた同条例附則第 5 項又は職員の給与に関する条例附則第 19 項の規定により読み替えられた同条例附則第 17 項若しくは第 18 項</p>	<p>（<u>端数計算</u>）</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。）第 15 条（育児休業条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第 3 条第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 3 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、育児休業条例第 16 条（育児休業条例第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第 3 条第 5 項、育児休業条例第 17 条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 22 年宮崎県条例第 43 号）附則第 6 項の規定により読み替えられた同条例附則第 5 項又は職員の給与に関する条例附則第 15 項の規定により読み替えられた同条例附則第 13 項若しくは第 14 項</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の再任用短時間勤務職員等の給料月額の上端数計算に関する規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第 6 号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和 46 年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（<u>特勤勤務手当に準ずる手当の支給</u>）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額（第 6 条の 3 第 3 項において「<u>上限額</u>」という。）を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>[略]</p>	<p>（<u>特勤勤務手当に準ずる手当の支給</u>）</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 県給与条例第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）を受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p> <p>[略]</p>

3 ・ 4 [略]

3 ・ 4 [略]

(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特地勤務手当の月額)

第6条の2 次に掲げる職員の特地勤務手当の月額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特地勤務手当の月額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

(1) 減額支給対象職員(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員をいう。以下この条及び次条において同じ。)であって、第3条第2項各号に定める日において減額支給対象職員であったもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イからエまでに掲げる場合以外の場合 第3条第2項各号に定める日に受けていた給料月額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る減額基礎額」という。)と現に受ける給料月額の2分の1に相当する額(以下この項において「現在における減額基礎額」という。)を合算した額に支給割合(同条第1項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1を乗じて得た額

イ 当該職員の第3条第2項各号に定める日に受けていた給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項において「勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合」という。)であってエに掲げる場合以外の場合 当該定める日に受けていた給料月額から当該職員の当該定める日に属していた職務の級における当該定める日の最低の号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額(以下この項において「勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額」という。)に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と、現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1を乗じて得た額を合算した額

ウ 当該職員の現に受ける給料月額に100分の99を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項及び第3項において「現在において最低号給に達しない場合」という。)であってエに掲げる場合以外の場合 勤務することとなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の1を乗じて得た額と、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額の2分の1に相当する額(以下この項において「現在における特定減額基礎額」という。)に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を合算した額

エ 勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合であって現在において最低号給に達しない場合 勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額と現在における特定減額基礎額を合算した額に支給割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 減額支給対象職員であって、第3条第2項各号に定める日

において減額支給対象職員以外の職員であったもの 現在における減額基礎額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に 100 分の 1 を乗じて得た額 (現在において最低号給に達しない場合にあつては、現在における特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) )

(3) 減額支給対象職員以外の職員であつて、第 3 条第 2 項各号に定める日において減額支給対象職員であったもの 勤務することとなった日等に係る減額基礎額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に 100 分の 1 を乗じて得た額 (勤務することとなった日等に最低号給に達しない場合にあつては、勤務することとなった日等に係る特定減額基礎額に支給割合を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) )

2 減額支給対象職員であつて、前項 (第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定による特地勤務手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特地勤務手当の月額は、第 3 条及び前項の規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 25 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) から、現に受ける給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) に 100 分の 1 を乗じて得た額 (現在において最低号給に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に 100 分の 25 を乗じて得た額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) ) を減じた額とする。

4 第 3 条第 2 項各号に定める日が平成 22 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間にある仮定減額支給対象職員 (その日において平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。第 6 条の 3 第 4 項において同じ。) に対する第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員 (その日において平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。)」と、同号ア中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 22 年改正県給与条例の施行の日における平成 22 年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成 22 年改正県給与条例の施行の日における平成 22 年改正県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同項第 2 号及び第 3 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

5 第 3 条第 2 項各号に定める日が平成23年 4 月 1 日から同年11月 30日までの間にある仮定減額支給対象職員（その日において県給与条例附則第13項の規定により減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。第 6 条の 3 第 5 項において同じ。）に対する第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員（その日において県給与条例附則第13項の規定により減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。）」と、同号ア中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成23年改正県給与条例の施行の日における平成23年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同号イ中「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成23年改正県給与条例の施行の日における平成23年改正県給与条例第 1 条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、同項第 2 号及び第 3 号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

（県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の特勤手当に準ずる手当の月額）

第 6 条の 3 第 5 条第 2 項（同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 6 条第 3 項に規定する日（以下この条において「異動の日等」という。）において減額支給対象職員であった職員の特勤手当に準ずる手当の月額は、第 5 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による特勤手当に準ずる手当の月額から、異動の日等に受けていた給料月額に支給割合（第 5 条第 2 項の規定による支給割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に 100分の 1 を乗じて得た額（異動の日等に受けていた給料月額に 100分の 99 を乗じて得た額が、当該職員の異動の日等に属していた職務の級における異動の日等の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、異動の日等に受けていた給料月額から当該最低の号給の給料月額を減じた額に支給割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））に相当する額を減じた額とする。

2 減額支給対象職員であって、第 5 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 6 条第 3 項又は前項（第 4 項又は第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による特勤手当に準ずる手当の月額が減額支給対象職員上限額を超えることとなる者の特勤手当に準ずる手当の月額は、これらの規定にかかわらず、減額支給対象職員上限額とする。

3 前項の減額支給対象職員上限額は、上限額（当該上限額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から、現に受ける給料月額に 100分の 6 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に 100分の 1 を乗じて得た額（当該職員の現に受ける給料月額に 100分の 99 を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、現に受ける給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に 100分の 6 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数がある

<p>ときは、その端数を切り捨てた額) ) を減じた額とする。</p> <p>4 異動の日等が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（その日において平成22年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例附則第13項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。）」と、「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成22年改正県給与条例の施行の日における平成22年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成22年改正県給与条例の施行の日における平成22年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。</p> <p>5 異動の日等が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある仮定減額支給対象職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（その日において県給与条例附則第13項の規定により減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。）」と、「受けていた給料月額」とあるのは「係る給料月額について平成23年改正県給与条例の施行の日における平成23年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」と、「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額について平成23年改正県給与条例の施行の日における平成23年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定によるものとした場合の給料月額」とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第7条 第3条若しくは第6条の2の規定による特地勤務手当の月額又は第5条第2項若しくは前条の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。</p>	<p>(端数計算)</p> <p>第7条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第5条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これらの給与の月額とする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第7号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p><u>(給与条例附則第14項の規定によりへき地手当の額から減ずる額に関する端数計算)</u></p> <p>5 <u>給与条例附則第14項に規定するへき地手当（給与条例第4条の3の規定による手当を含む。）の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該へき地手当の月額とする。</u></p>	<p>附 則</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のへき地手当等に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

## 宮崎県人事委員会規則第 8 号

## 定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 <u>（給与条例附則第13項の規定により定時制通信教育手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>2 給与条例附則第13項第 3 号に規定する最低号給に達しない場合の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の定時制通信教育手当に関する規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

## 宮崎県人事委員会規則第 9 号

## 産業教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 <u>（給与条例附則第13項の規定により産業教育手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>2 給与条例附則第13項第 4 号に規定する最低号給に達しない場合の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の産業教育手当に関する規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

## 宮崎県人事委員会規則第10号

## 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和39年宮崎県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年 4 月 1 日から適用する。 <u>（給与条例附則第13項の規定により農林漁業普及指導手当の額から減ずる額に関する端数計算）</u></p> <p>2 給与条例附則第13項第 5 号に規定する最低号給に達しない場合の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和39年 4 月 1 日から適用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第11号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 県給与条例第8条の8及び附則第15項の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにおいては7時間45分に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）とする。</p> <p>3 県給与条例附則第15項に規定する人事委員会規則で定める額は次に掲げる手当の月額合計額とする。</p> <p>(1) 地域手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(2) 特地勤務手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(3) 特地勤務手当に準ずる手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(4) へき地手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(5) へき地手当に準ずる手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(6) 定時制通信教育手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(7) 産業教育手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(8) 農林漁業普及指導手当（給料月額に対するものに限る。）</p> <p>(<u>県給与条例附則第13項の規定により減ずる額の日割計算</u>)</p> <p>第16条 給与期間の中途において、<u>県給与条例附則第13項（市町村立学校給与条例附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した</u></p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 県給与条例第8条の8の人事委員会規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間等条例第4条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から週休日に当たる祝日法による休日及び年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにおいては7時間45分に勤務時間等条例第2条第3項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項又は市町村勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間）とする。</p>

場合若しくは第 6 条第 1 項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の県給与条例附則第13項各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

第17条 [略]

第16条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料等の支給に関する規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第12号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 地域手当に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>附 則 (県給与条例第 5 条の 6 の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 平成27年改正条例附則第 9 項の規定により読み替えられた県給与条例第 5 条の 6 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15</u>とする。</p> <p><u>(県給与条例附則第13項の規定により地域手当の額から減ずる額に関する端数計算)</u></p> <p>4 県給与条例附則第13項第 2 号、第 6 号及び第 7 号に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。</p> <p>附則別表（附則第 2 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 割 合</th> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100分の18</td> <td>東京都のうち 特別区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の15</td> <td>大阪府のうち 大阪市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の13</td> <td>東京都のうち 府中市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の 4</td> <td>福岡県のうち 太宰府市</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	支 給 割 合	支 給 地 域	100分の18	東京都のうち 特別区	100分の15	大阪府のうち 大阪市	100分の13	東京都のうち 府中市	[略]		100分の 4	福岡県のうち 太宰府市	<p>附 則 (県給与条例第 5 条の 6 の規定による地域手当の支給割合)</p> <p>3 平成27年改正条例附則第 9 項の規定により読み替えられた県給与条例第 5 条の 6 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p> <p>附則別表（附則第 2 項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支 給 割 合</th> <th style="text-align: center;">支 給 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">100分の18.5</td> <td>東京都のうち 特別区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の15.5</td> <td>大阪府のうち 大阪市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の14</td> <td>東京都のうち 府中市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100分の 5</td> <td>福岡県のうち 太宰府市</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	支 給 割 合	支 給 地 域	100分の18.5	東京都のうち 特別区	100分の15.5	大阪府のうち 大阪市	100分の14	東京都のうち 府中市	[略]		100分の 5	福岡県のうち 太宰府市
支 給 割 合	支 給 地 域																								
100分の18	東京都のうち 特別区																								
100分の15	大阪府のうち 大阪市																								
100分の13	東京都のうち 府中市																								
[略]																									
100分の 4	福岡県のうち 太宰府市																								
支 給 割 合	支 給 地 域																								
100分の18.5	東京都のうち 特別区																								
100分の15.5	大阪府のうち 大阪市																								
100分の14	東京都のうち 府中市																								
[略]																									
100分の 5	福岡県のうち 太宰府市																								

第 2 条 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>(県給与条例第 5 条の 5 の規定による地域手当の支給割合)</u></p> <p>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第 3 号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第 9 項の規定により読み替えられた県給与条例第 5 条の 5 第 2 項各号の人事委員会規則で定める割合は、<u>附則別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(県給与条例第 5 条の 6 の規定による地域手当の支給割合)</u></p> <p>3 平成27年改正条例附則第 9 項の規定により読み替えられた県給与条例第 5 条の 6 の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の15.5</u>とする。</p> <p><u>附則別表（附則第 2 項関係）</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。</p>

支 給 割 合	支 給 地 域
100分の18.5	東京都のうち 特別区
100分の15.5	大阪府のうち 大阪市
100分の14	東京都のうち 府中市
100分の10	福岡県のうち 福岡市
100分の 5	福岡県のうち 太宰府市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第13号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 単身赴任手当に関する規則（平成2年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)	附 則 (平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)
2 [略]	2 [略]

第2条 単身赴任手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(加算額等) 第4条 [略] 2 [略] 3 条例第5条の10第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 100キロメートル以上 300キロメートル未満 <u>6,000円</u> (2) 300キロメートル以上 500キロメートル未満 <u>1万 3,000円</u> (3) 500キロメートル以上 700キロメートル未満 <u>2万円</u> (4) 700キロメートル以上 900キロメートル未満 <u>2万 6,000円</u> (5) 900キロメートル以上 1,100キロメートル未満 <u>3万 3,000円</u> (6) 1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満 <u>3万 8,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満 <u>4万 3,000円</u> (8) 1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満 <u>4万 8,000円</u>	(加算額等) 第4条 [略] 2 [略] 3 条例第5条の10第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 100キロメートル以上 300キロメートル未満 <u>8,000円</u> (2) 300キロメートル以上 500キロメートル未満 <u>1万 6,000円</u> (3) 500キロメートル以上 700キロメートル未満 <u>2万 4,000円</u> (4) 700キロメートル以上 900キロメートル未満 <u>3万 2,000円</u> (5) 900キロメートル以上 1,100キロメートル未満 <u>4万円</u> (6) 1,100キロメートル以上 1,300キロメートル未満 <u>4万 6,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上 1,500キロメートル未満 <u>5万 2,000円</u> (8) 1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満 <u>5万 8,000円</u>

,000円  
 (9) 2,000キロメートル以上 2,500キロメートル未満 5万3  
 ,000円  
 (10) 2,500キロメートル以上 5万8,000円

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。  
 (平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年宮崎県条例第3号)附則第9項の規定により読み替えられた条例第5条の10第2項に規定する3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、2万6,000円とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第14号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																																
<p>別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">2 級</th> <th style="width: 20%;">3 級</th> <th style="width: 20%;">4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td><u>55</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>121</td> <td><u>56</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>122</td> <td><u>56</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>127</td> <td><u>57</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>128</td> <td><u>57</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>129</td> <td><u>57</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">2 級</th> <th style="width: 15%;">特 2 級</th> <th style="width: 15%;">3 級</th> <th style="width: 15%;">4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66</td> <td><u>38</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>67</td> <td><u>39</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>68</td> <td><u>40</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			2 級	3 級	4 級	[略]				115	<u>55</u>	[略]		[略]				121	<u>56</u>	[略]		122	<u>56</u>			[略]				127	<u>57</u>	[略]		128	<u>57</u>			129	<u>57</u>			昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2 級	特 2 級	3 級	4 級	[略]					66	<u>38</u>	[略]			67	<u>39</u>				68	<u>40</u>				<p>別表第7 昇格時号給対応表(第22条関係)</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">2 級</th> <th style="width: 20%;">3 級</th> <th style="width: 20%;">4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td><u>54</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>121</td> <td><u>55</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>122</td> <td><u>55</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>127</td> <td><u>56</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>128</td> <td><u>56</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>129</td> <td><u>56</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">昇 格 後 の 号 給</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">2 級</th> <th style="width: 15%;">特 2 級</th> <th style="width: 15%;">3 級</th> <th style="width: 15%;">4 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66</td> <td><u>37</u></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>67</td> <td><u>38</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>68</td> <td><u>38</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			2 級	3 級	4 級	[略]				115	<u>54</u>	[略]		[略]				121	<u>55</u>	[略]		122	<u>55</u>			[略]				127	<u>56</u>	[略]		128	<u>56</u>			129	<u>56</u>			昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				2 級	特 2 級	3 級	4 級	[略]					66	<u>37</u>	[略]			67	<u>38</u>				68	<u>38</u>			
昇格した日の前日に受けていた号給		昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																															
	2 級	3 級	4 級																																																																																																																																														
[略]																																																																																																																																																	
115	<u>55</u>	[略]																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																	
121	<u>56</u>	[略]																																																																																																																																															
122	<u>56</u>																																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																																	
127	<u>57</u>	[略]																																																																																																																																															
128	<u>57</u>																																																																																																																																																
129	<u>57</u>																																																																																																																																																
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																
	2 級	特 2 級	3 級	4 級																																																																																																																																													
[略]																																																																																																																																																	
66	<u>38</u>	[略]																																																																																																																																															
67	<u>39</u>																																																																																																																																																
68	<u>40</u>																																																																																																																																																
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																
	2 級	3 級	4 級																																																																																																																																														
[略]																																																																																																																																																	
115	<u>54</u>	[略]																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																	
121	<u>55</u>	[略]																																																																																																																																															
122	<u>55</u>																																																																																																																																																
[略]																																																																																																																																																	
127	<u>56</u>	[略]																																																																																																																																															
128	<u>56</u>																																																																																																																																																
129	<u>56</u>																																																																																																																																																
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																																																																																																																																
	2 級	特 2 級	3 級	4 級																																																																																																																																													
[略]																																																																																																																																																	
66	<u>37</u>	[略]																																																																																																																																															
67	<u>38</u>																																																																																																																																																
68	<u>38</u>																																																																																																																																																

69	<u>41</u>
70	<u>41</u>
71	<u>42</u>
72	<u>42</u>
73	<u>43</u>
74	<u>43</u>
75	<u>44</u>
[略]	

[略]

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
59	<u>30</u>	[略]		
[略]				
61	<u>31</u>	[略]		
62	<u>31</u>			
63	<u>32</u>			
64	<u>32</u>			
65	<u>33</u>			
66	<u>33</u>			
67	<u>34</u>			
68	<u>34</u>			
69	<u>35</u>			
70	<u>35</u>			
71	<u>36</u>			
[略]				

カ [略]

キ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
[略]						
91		<u>62</u>	[略]			
[略]						
97		<u>63</u>	[略]			
98		<u>63</u>				
[略]						
103		<u>64</u>	[略]			
104		<u>64</u>				
105		<u>64</u>				
[略]						

ク・ケ [略]

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

69	<u>39</u>
70	<u>39</u>
71	<u>40</u>
72	<u>40</u>
73	<u>41</u>
74	<u>42</u>
75	<u>43</u>
[略]	

[略]

オ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
59	<u>29</u>	[略]		
[略]				
61	<u>30</u>	[略]		
62	<u>30</u>			
63	<u>31</u>			
64	<u>31</u>			
65	<u>31</u>			
66	<u>32</u>			
67	<u>32</u>			
68	<u>32</u>			
69	<u>33</u>			
70	<u>34</u>			
71	<u>35</u>			
[略]				

カ [略]

キ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
[略]						
91		<u>61</u>	[略]			
[略]						
97		<u>62</u>	[略]			
98		<u>62</u>				
[略]						
103		<u>63</u>	[略]			
104		<u>63</u>				
105		<u>63</u>				
[略]						

ク・ケ [略]

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)附則第14項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
<p><u>(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)</u></p> <p><u>第4条 県給与条例附則第13項又は市町村立学校給与条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が県給与条例附則第13項又は市町村立学校給与条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この条において「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後の管理職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の99を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>1種</td> <td>1</td> <td>116,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～9 [略]</p>	職務の級	種別	区分	管理職手当の額	[略]				8級	1種	1	116,500円		[略]			[略]				<p><u>(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)</u></p> <p><u>第4条 県給与条例附則第13項又は市町村立学校給与条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が県給与条例附則第13項又は市町村立学校給与条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この条において「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後の管理職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の99を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</u></p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>1 行政職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td>1種</td> <td>1</td> <td>116,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～9 [略]</p>	職務の級	種別	区分	管理職手当の額	[略]				8級	1種	1	116,800円		[略]			[略]			
職務の級	種別	区分	管理職手当の額																																						
[略]																																									
8級	1種	1	116,500円																																						
	[略]																																								
[略]																																									
職務の級	種別	区分	管理職手当の額																																						
[略]																																									
8級	1種	1	116,800円																																						
	[略]																																								
[略]																																									

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第16号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(勤勉手当の成績率)</u></p> <p><u>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各</u></p>	<p><u>(勤勉手当の成績率)</u></p> <p><u>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各</u></p>

<p>号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 100分の 150 (給与条例第 8 条第 2 項に規定する特定管理職員 (次号において「特定管理職員」という。) にあっては、100分の 190)</p> <p>イ 給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員 100分の 170</p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 100分の 70 (特定管理職員にあっては、100分の 90)</p> <p>イ [略] (端数計算)</p> <p>第16条 [略]</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1) <u>給与条例附則第13項第 6 号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額に対する地域手当の月額の合計額 (給与条例第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 5 条の 3 第 2 項に定める割合を乗じて得た額 (第 5 条の 4 第 1 項各号に掲げる職員 (以下この号において「管理監督職員」という。) にあっては、その額に、給料月額に同条第 2 項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) (給与条例附則第13項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第 6 号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額 (同項第 1 号の給料月額減額基礎額という。以下この号において同じ。) 及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額の合計額 (給与条例第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 5 条の 3 第 2 項に定める割合を乗じて得た額 (管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に第 5 条の 4 第 2 項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) )</u></p> <p>(2) <u>給与条例附則第13項第 7 号に規定する勤勉手当減額対象額 (同項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)</u></p>	<p>号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 6 月に支給する場合においては 100分の 150 (給与条例第 8 条第 2 項に規定する特定管理職員 (以下この号及び次号において「特定管理職員」という。) にあっては、100分の 190) 、12月に支給する場合には 100分の 170 (特定管理職員にあっては、100分の 210)</p> <p>イ 給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員 6 月に支給する場合においては 100分の 170、12月に支給する場合には 100分の 180</p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 6 月に支給する場合においては 100分の 70 (特定管理職員にあっては、100分の 90) 、12月に支給する場合には 100分の 80 (特定管理職員にあっては、100分の 100)</p> <p>イ [略] (端数計算)</p> <p>第16条 [略]</p>				
<p>第 2 条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="97 1848 774 1892">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="97 1892 774 2101"> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="774 1848 1452 1892">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="774 1892 1452 2101"> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p>
改正前					
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p>					
改正後					
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p>					

<p>ア イに掲げる職員以外の職員 6月に支給する場合においては <u>100分の150</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員 (以下この号及び次号において「特定管理職員」という。)) においては、<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては <u>100分の170</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の210</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 6月に支給する場合においては <u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては <u>100分の180</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 6月に支給する場合においては <u>100分の70</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の90</u>)、12月に支給する場合においては <u>100分の80</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の100</u>)</p> <p>イ [略]</p>	<p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の160</u> (給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員 (次号において「特定管理職員」という。)) にあっては、<u>100分の200</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の75</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の95</u>)</p> <p>イ [略]</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

## 宮崎県人事委員会規則第17号

平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成27年改正県給与条例附則第3項から第6項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項から第6項までの規定による給料に関する規則 (平成27年宮崎県人事委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員)</p> <p>第2条 平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 平成27年4月1日 (以下「施行日」という。) 以降に初任給基準異動 (給料表の適用を異にしない初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則 (昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号。以下「初任給等規則」という。) 別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1号において同じ。) をした職員</p> <p>(2) 施行日以降に降格 (職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第2号において同じ。) をした職員</p> <p>(3) 施行日前に次に掲げる期間 (この号及び次条第3号において「休職等期間」という。) がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整 (初任給等規則第42条、職員の育児休業等に関する条例 (平成4年宮崎県条例第6号。) 第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成19年宮崎県条例第62号) 第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例 (平成26年宮崎県条例第46号) 第10条の規定による号給の調整をいう。次条第3号において同じ。) をされたもの</p> <p>ア 地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「地公法」と</p>	<p>(平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める額等)</p> <p>第2条 平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の当該給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額は、平成27年4月1日 (以下「施行日」という。) において55歳を超える職員について、施行日に受けることとなる号給に、3号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮した号給を加えた場合に、平成27年改正県給与条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例 (昭和29年宮崎県条例第40号。以下「改正前の県給与条例」という。) の規定 (附則第13項から第16項までの規定を除く。) 若しくは第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年宮崎県条例第1号。以下「改正前の任期付職員給与条例」という。) の規定又は平成27年改正市町村立学校給与条例第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第26号。以下「改正前の市町村立学校給与条例」という。) の規定 (附則第13項から第15項までの規定を除く。) を適用したならば、当該職員が施行日において受けることとなる給料月額とする。</p> <p>2 平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 施行日以降に初任給基準異動 (給料表の適用を異にしない</p>

<p>いう。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間</p> <p>イ 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間</p> <p>ウ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</p> <p>エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間</p> <p>カ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準に基づく休暇(職員の負傷又は疾病に係るものに限る。)、勤務時間等条例第7条若しくは第8条の規定による休暇又は勤務時間等条例第8条の2第2項に規定する介護休暇の承認を受けていた期間</p> <p>キ 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第3条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるカに規定する休暇の承認を受けていた期間</p> <p>ク 地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間</p> <p>ケ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間</p> <p>(4) 施行日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第4号において同じ。)を開始し、又は終了した職員</p> <p>(5) 施行日以降に再任用職員異動(地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第5号において同じ。)をした職員</p> <p>(6) 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)</p>	<p>初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号。以下「初任給等規則」という。)別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第1号において同じ。)をした職員</p> <p>(2) 施行日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第2号において同じ。)をした職員</p> <p>(3) 施行日前に次に掲げる期間(この号及び次条第3号において「休職等期間」という。)がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給等規則第42条、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)第8条、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年宮崎県条例第62号)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年宮崎県条例第46号)第10条の規定による号給の調整をいう。次条第3号において同じ。)をされたもの</p> <p>ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条第2項の規定により休職にされていた期間</p> <p>イ 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間</p> <p>ウ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間</p> <p>エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間</p> <p>オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間</p> <p>カ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)第5条第1項に規定する人事委員会が定める基準に基づく休暇(職員の負傷又は疾病に係るものに限る。)、勤務時間等条例第7条若しくは第8条の規定による休暇又は勤務時間等条例第8条の2第2項に規定する介護休暇の承認を受けていた期間</p> <p>キ 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。)第3条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるカに規定する休暇の承認を受けていた期間</p> <p>ク 地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間</p> <p>ケ 地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしていた期間</p> <p>(4) 施行日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。次条第4号において同じ。)を開始し、又は終了した職員</p> <p>(5) 施行日以降に再任用職員異動(地公法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間等条例第2条又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第5号において同じ。)をした職員</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(平成27年改正県給与条例附則第4項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第4項の規定による給料の支給)

第3条 平成27年改正県給与条例附則第4項において読み替えて準用する平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第4項において読み替えて準用する平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分(施行日以降に該当することとなった場合に限る。)に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額とする。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に当該異動があったものとした場合(施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合(降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第6号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成27年改正県給与条例第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。次号において「改正前の県給与条例」という。)別表第1から別表第5までの給料表、平成27年改正県給与条例第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第7条第1項の給料表又は平成27年改正市町村立学校給与条例第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号。以下「改正前の市町村立学校給与条例」という。)別表の給料表に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ [略]

(6) 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(平成27年改正県給与条例附則第4項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第4項の規定による給料の支給)

第3条 平成27年改正県給与条例附則第4項において読み替えて準用する平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第4項において読み替えて準用する平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分(施行日以降に該当することとなった場合に限る。)に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額とする。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に当該異動があったものとした場合(施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に、平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の規定を適用したならば施行日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合(第6号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合(降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の規定を適用したならば初任給等規則第23条の規定の例により施行日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第6号に掲げる場合を除く。) 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に、平成27年改正県給与条例附則第3項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第3項の規定を適用したならば施行日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 施行日に改正前の県給与条例の規定(附則第13項から第16項までの規定を除く。)、改正前の任期付職員給与条例の規定又は改正前の市町村立学校給与条例の規定(附則第13項から第15項までの規定を除く。)を適用した場合に、改正前の県給与条例別表第1から別表第5までの給料表、改正前の任期付職員給与条例第7条第1項の給料表又は改正前の市町村立学校給与条例別表の給料表に掲げる給料月額のうち、施行日にその者が受けることとなる号給に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間等条例第2条第2項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は市町村立学校職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ [略]

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第 1 から別表第 5 までの給料表又は改正前の市町村立学校給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ [略]

(6) [略]

（平成27年改正県給与条例附則第 5 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 5 項の規定による給料の支給）

第 4 条 平成27年改正県給与条例附則第 5 項において読み替えて準用する平成27年改正県給与条例附則第 3 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 5 項において読み替えて準用する平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項の人事委員会規則で定める額は、人事交流等職員（施行日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）が、施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）とする。

2・3 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の平成27年改正県給与条例附則第 3 項から第 6 項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項から第 6 項までの規定による給料に関する規則の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。  
（施行の日前に決定された人事委員会の定める額の取扱い）
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の平成27年改正県給与条例附則第 3 項から第 6 項まで及び平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項から第 6 項までの規定による給料に関する規則第 3 条第 6 号又は第 4 条第 1 項に規定する人事委員会の定める額を決定された職員の当該人事委員会の定める額は、平成27年 4 月 1 日に、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第 3 号）第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）若しくは第 4 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）の規定又は市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮崎県条例第24号）第 1 条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合に、当該職員が同日において受けることとなる給料月額とする。
- 3 任命権者は、前項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があると認めるときは、前項に規定する給料月額を超えない範囲内において、別段の取扱いをすることができる。

(5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 施行日に改正前の県給与条例の規定（附則第13項から第16項までの規定を除く。）又は改正前の市町村立学校給与条例の規定（附則第13項から第15項までの規定を除く。）を適用した場合に、改正前の県給与条例別表第 1 から別表第 5 までの給料表又は改正前の市町村立学校給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日にその者が属する職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ [略]

(6) [略]

（平成27年改正県給与条例附則第 5 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 5 項の規定による給料の支給）

第 4 条 平成27年改正県給与条例附則第 5 項において読み替えて準用する平成27年改正県給与条例附則第 3 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 5 項において読み替えて準用する平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項の人事委員会規則で定める額は、人事交流等職員（施行日以降に、給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となった日以降に前条各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）が、施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に、平成27年改正県給与条例附則第 3 項又は平成27年改正市町村立学校給与条例附則第 3 項の規定を適用したならば施行日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）とする。

2・3 [略]